

施設管理者  
の皆様へ

ご存じですか？  
屋外での喫煙にも、望まない受動喫煙への  
「配慮義務」が生じています。

## 受動喫煙防止に



### ご協力をお願いします！

令和2年4月から全面施行された改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例は、多数の者が集まる施設内における喫煙を規制するものであり、屋外については罰則などの規制がありません。

その一方で、施設管理者には、喫煙場所を設置する場合に「周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること」が法律で義務付けられています。

区では「望まない受動喫煙」の恐れがある場合には、灰皿の移動や撤去をお願いすることがあります。



こんなところに「灰皿」「喫煙器具」を  
設置していませんか？

- × 建物の出入口付近に設置していませんか？
- × 人通りの多い場所ではありませんか？
- × 周囲に人が集まる場所ではありませんか？
- × 煙が屋内や近隣に流れるような場所ではありませんか？
- × 道路と敷地の境界ギリギリではありませんか？

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごすために  
～ちょっとした心遣いをお願いします！～

- 喫煙場所は人通りの少ない場所に設置する。
- 建物の出入口と反対付近に設置する。
- パーテーションなどを設けて、煙が近隣に流れないように工夫する。

